がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい ちゅういてん 外国人労働者の方が受講する際の注意点

けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかいさいたまけん しぶ建設業労働災害防止協会埼玉県支部

こうせいろうどうしょう がいこくじん にほんご りかいりょく はいりょ ぎのうこうしゅう じっし つうたつ 厚生労働省より「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」の通達が とうろくきょうしゅうきかん ぎのうこうしゅう じゅこう がいこくじんろうどうしゃ かた にほんご なされ、登録教習機関は、技能講習を受講する外国人労働者の方へ、日本語についての りかいりょく じぜん かくにん のぞ 理解力を事前に確認することが望ましいとされました。

かくこうしゅう ぎのうこうしゅう あんぜんえいせいきょういくとう にほんご りかい ないようまた、各講習(技能講習・安全衛生教育等)については、日本語を理解し、その内容につい どうよう りかい きょういくぎ む は みと ても同様に理解できなければ、教育義務を果たしたものとは認められません。

とうしぶ かいさい こうしゅうかい にほんご しょう にほんご こうぎ 当支部において開催している講習会については、日本語のテキストを使用し、日本語による講義 ぎのうこうしゅう しゅうりょう しけん どうよう にほんご しょう をおこなっております。また、技能講習の修了試験につきましても、同様に日本語を使用した しけんもんだい 試験問題となっております。

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう じぎょうしゃ かた こうしゅうじゅこう にほんご つきましては、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は「講習受講における日本語 りかいりょくかくにんしょ べっし ぎのうこうしゅうよう あんぜんえいせいきょういくとうよう こじん じゅこう きぼう 理解力確認書 [別紙1(技能講習用)・(安全衛生教育等用)]」、個人で受講を希望するがいこくじんろうどうしゃ かた こうしゅうじゅこう にほんごりかいりょくしんこくしょ べっし ぎのうこうしゅうよう あんぜん 外国人労働者の方は「講習受講における日本語理解力申告書 [別紙2(技能講習用)・(安全 えいせいきょういくとうよう きにゅう うえ こうしゅうもうしこ じ ていしゅつ 衛生教育等用)]」をご記入の上、講習申込み時にご提出ください。

もうしこ さい かき がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい ちゅういじこう かくにん なお、申込みをされる際には、下記「外国人労働者の方が受講する際の注意事項」をご確認 <だ 下さい。

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい ちゅういじょう ≪外国人労働者の方が受講する際の注意事項≫

- ◎通訳や受講の補佐をする方の同席は出来ません。
- ◎講習中に講師やほかの受講生に漢字の読みがや日本語の意味を質問することは出来ません。
- ◎日本語の理解力について、確認書又は申告書の内容と異なると事務局が判断した場合は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、講習受講料、テキスト代金等は、途令いたしません。
- ◎技能講習 修 了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビが振られた試験問題を希望される場合は、提供いたします。なお、合格点に達しない場合、修 了 証 は発行いたしません。また、補講等・声試験は行いません。